

歯科医院および各医療機関へのお願い

妊婦歯科健康診査費用の払い戻し制度について

愛媛県今治市

今治市では、市外の歯科医療機関にて妊婦歯科健康診査の受診を希望される妊婦の方を対象に、歯科健診費用の払い戻し制度（歯科健診内容分の費用をご本人が自費でいったん支払い、その後今治市に申請し払い戻す）を実施しています。つきましては、下記のとおりご協力を願いいたします。

《対象者》

1. 受診日に**今治市に住民票がある妊婦**
2. **今治市外**の歯科医院および医療機関で妊婦歯科健診を受診される方

《手順》

1. 健康保険証の住所に間違いがないか確認してください
2. 母子手帳の『妊娠中と産後の歯の状態』を記録するページに、健診結果、受診日、医療機関名を記入してください
3. ご本人に**領収書、診療明細書**をお渡しください

《注意事項》

- 保険診療は対象になりません。
- 歯石除去等の処置が必要な場合は別日で治療を行ってください。

《問合せ先》

〒794-0043

愛媛県今治市南宝来町1-6-1

今治市健康福祉部健康推進課（今治市中央保健センター）

（電話）0898-36-1533 （FAX）0898-32-5511